

2018年 新年のあいさつ

福教組組合員のみなさん。あけましておめでとうございます。

今年も、支部、分会、そして一人ひとりの組合員のみなさんのあたたかいお力添えをいただきながら、福教組は力強くすすんでいきます。今年もよろしくお祈りします。

さて、昨年の新年のご挨拶では、安倍くんの通知表をつけている初夢の話を書きました。道徳の評価で悩んでいる初夢です。今年の初夢は…？

昨年 11 月の衆議院議員選挙で、自民・公明・維新といった改憲勢力が 3 分の 2 以上を占め、憲法の三大原則にいよいよ手をつけようとしています。「国民主権」は「国民主権の制限」に、「基本的人権の尊重」は「基本的人権の縮小」に、そして「戦争放棄（9 条）」を改悪して「戦争放棄の放棄」にと、国会の議論はすすんでいます。寝ぐせで後髪がたつてる安倍くんは「やっぱり緊急事態条項もいるんです」と言い、帽子を斜めにかぶった麻生くんが椅子にふんぞりかえって「ああ、そうそう」と応えています。「なんば言いよるとか！」って叱ってくれる先生は、今日はお休みです。どうしよう……

さてさて、彼らが、一度に大きな憲法改悪を行うことはないにしても、「緊急事態条項」が盛り込まれましたら……。

1919 年に成立したワイマール憲法は、当時世界で一番民主的な憲法と言われていた。それが、なぜ、ナチス・ドイツという独裁国家を生み出したのか？ ヒトラーは国会で政治工作を行い強引に全権委任法を成立させ、そして、ワイマール憲法が認めていた「危機に際して国家元首の権限を拡大する『緊急命令発布権（大統領非常権限）』」を 14 年間に 250 回以上濫用し、恐るべき絶対的権力を掌握した。

実は、それと全く同じ条項が自民党改憲草案にもあるのです。「第 9 章 緊急事態」の 99 条「緊急事態の際には内閣は法律と同等の政令を制定できる」がそれで、いわゆる「非常時大権」に当たります。ナチスの事例は改めてその条項の危険性を認識させてくれます。

ナチスがユダヤ人迫害・虐殺を行ったのと同じように、在日コリアンや日本に働きに来ているアジア・アフリカ系の人々へのヘイトスピーチやヘイトクライムが正当化（朝鮮学校の授業料無償化排除ですでに正当化？）され、「少数者が多数者により迫害される」「弱い者がより弱いものを叩く」世の中が来るのではないかと危惧しています。

さて、福教組は日教組とともに「安倍 9 条改憲 N o 3000 万人署名」を展開しています。福岡で 150 万筆が必要です。私たちは本腰を入れてとりくみます。是非とも、目標を達成して国会に提出したいと思っています。ご協力よろしくお祈りします。

昨年から、超勤・多忙化解消、「学校の教職員にも働き方改革の風を」に大きな力を注いできました。子どもたちにとって最大の教育環境である私たち教職員が疲れきっています。教職員がイキイキと働けてこそ、子どもたちに、穏やかな心をもって向き合えることを各方面に訴えながらとりくみをすすめて行きます。ともに頑張りましょう。

福岡県教職員組合 執行委員長
辻 傑